



初診および再診時にかかる「選定療養費」に関するお知らせ

2022年10月1日から選定療養費が変わります

令和4年度診療報酬改定に伴い、一般病床200床以上の地域医療支援病院に義務付けられている、紹介状を持たずに受診した場合に徴収する定額負担金（選定療養費）の額が2022年10月1日より改定されますのでお知らせいたします。

医科	改定前（9月30日まで）	改定後（10月1日から）
初診時	5,500円（税込）	7,700円（税込）
再診時	2,750円（税込）	3,300円（税込）

歯科	改定前（9月30日まで）	改定後（10月1日から）
初診時	3,300円（税込）	5,500円（税込）
再診時	1,650円（税込）	2,090円（税込）

※小児医療助成医療証をお持ちの場合でも、紹介状をお持ちでなければ選定療養費をご負担いただきます。

◇徴収の対象とならない方◇

- 他の医療機関からの紹介状をお持ちの方
- 自施設の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- 医科と歯科との間で院内紹介された方
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- 救急搬送、周産期事業等における休日夜間受診患者
- 外来受診から継続して入院した方
- 地域に他に当該診療科を標榜する保健医療機関がなく、当該保険医療機関が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
- 治験協力者である方
- 災害により被害を受けた方
- 労災、公務災害、交通事故、自由診療の方
- 生活保護による医療扶助の対象となる方
- その他、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた方

神奈川県立こども医療センター
病院長